

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	玉名郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県玉名市大字中1808-2					
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	植木郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県熊本市北区植木町植木515					
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	熊本北郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県菊池郡菊陽町光の森2-6-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	久留米東郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項 より準用	令和7年12月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督の記録(不実記載)違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県久留米市御井旗崎4-3-7					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	加治木郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項 より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県始良市加治木町本町176					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	鹿児島中央郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項 より準用	令和7年6月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市中央町1-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	佐多郵便局	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3844					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	根占郵便局	輸送施設の使用停止 (24日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1351					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	松山郵便局	輸送施設の使用停止 (22日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県志布志市松山町大字新橋195					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	万世郵便局	輸送施設の使用停止 (22日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項 より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南さつま市加世田唐仁原6083-イ					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	三重郵便局	輸送施設の使用停止 (138日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項 より準用	令和7年7月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県豊後大野市三重町市場1619-2					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	庄内郵便局	輸送施設の使用停止 (83日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項 より準用	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県由布市庄内町畑田278-10					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	大分中央郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県大分市府内町3丁目4-18					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	幸崎郵便局	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県大分市本神崎699-1					
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	恵良郵便局	輸送施設の使用停止 (35日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県玖珠郡九重町右田3080-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	長洲郵便局	輸送施設の使用停止 (32日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項))	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県宇佐市長洲678-3					